

令和8年度インバウンド宿泊事業者等実態調査業務 仕様書

1 業務の目的

宿泊旅行統計調査（観光庁）において、本県における令和7年の外国人延べ宿泊者数の回復率（令和元年比）は97.8%、都道府県順位は40位で、全国最下位であった令和6年に比べて回復している。このような回復傾向を、より確実なものとしていくため、本調査は、県内宿泊施設に対してインバウンドの受入環境や従業員満足度、生産性向上・待遇改善等のデータを取得・収集し、観光産業の側から低位である原因等を分析することにより、今後の本県のインバウンドにおける観光施策の立案および効果的なプロモーションの実施につなげることを目的に実施する。

2 契約期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務内容

【（1）関係団体との調整等】

①関係団体との調整等

- ・すでに同様の調査を実施している市町・DMO・観光関連団体（観光協会・旅館組合等）もあることをふまえ、県内宿泊施設における有効なデータを効率的に取得・収集できるような手法を提案すること。また、市町・DMO・観光関連団体等との調整等についても記載すること。
- ・調査実施にあたっては宿泊施設から本事業への協力を得られるよう、データを提出することのメリットを示すとともに、例えば、依頼する際には直接宿泊施設へ伺うなど、調査票の回収率を上げるための工夫を盛り込むこと。

【（2）データの取得・収集および分析】

①インバウンド受入環境調査

ア 対象施設

県が指定する県内宿泊施設（385施設）

※施設名簿については、契約後に県から提供します。

イ 調査・分析項目

県内宿泊施設のインバウンド受入環境の実態について以下のデータ項目をアンケート調査等の方法で、取得・収集および分析すること。（調査実施時期は9月下旬～10月上旬を想定。詳細な時期は、契約後に県と協議のうえ決定。）

なお、他に有効な項目がある場合は受託者において提案すること。

【項目】

- ・インバウンド受入意向
- ・多言語対応が可能な人材の配置状況
- ・従業員全体の数および施設が必要とする従業員の数
- ・多言語表記の状況
- ・OTAへの登録状況、受入意向

- ・文化・宗教対応状況（ベジタリアン・ヴィーガン・ムスリム・グルテンフリー、礼拝場所）
- ・キャッシュレス決済対応の有無
- ・Free Wi-Fi の提供状況
- ・インバウンド受入に向けて工夫していること
- ・F1 日本グランプリ開催期間（2025 年、2026 年）の客室稼働率 等

ウ その他

- ・本仕様書に記載のないデータについても、より事業の目的に資すると考えるものがあれば提案すること。
- ・本調査後は、課題を抽出のうえ、課題解決に向けた本県施策への助言をすること。
- ・対象施設からの回収率の目標は最低 60%とする。

エ 調査方法

- ・WEB アンケート等を活用したデータ収集を想定しているが、県内宿泊施設の意向も踏まえ、県内宿泊施設に負担がかからない形での最適な調査方法を提案すること。
- ・調査の実施にあたっては、調査票の回収率を上げることが重要であるため、適切にリマインドを実施するなど回収率向上に資する方法を具体的に提案すること。
- ・既に自社保有するデータについては積極的に有効活用することとする。

オ 印刷・封緘

- ・対象施設に送付するデータを印刷し、クリアファイル（無色透明・A4）に入れたうえで、封緘（テープ・のりどちらでも可）すること。
※送付枚数や印刷色等については、エ 調査方法の提案にあわせること。
例えば、WEB アンケートを活用する場合は、WEB アンケートに遷移する二次元コードなどを案内文に印刷すること。

カ データのビジュアライズ化業務

- ・「三重県観光統計データ」サイトでビジュアライズ化できるように BI ツール「Tableau」に対応したファイルを作成し、三重県に提供（本県は、Tableau Creator ライセンスを既に有している）すること。
 - ・なお、ビジュアライズ化の内容については、県と協議するものとする。
- ※令和 7 年度宿泊事業者実態調査で作成したデータを提供することは可能
(参考) <https://www.tourism-statistics.kankomie.or.jp/data/219/inbound-01/>

②観光事業者従業員等アンケートおよび生産性向上・待遇改善アンケート

ア 対象施設

県が指定する県内宿泊施設（907 施設）および観光施設（121 施設）
計 1,028 施設

※施設名簿については、契約後に県から提供します。

イ 印刷・封緘

- ・対象施設に送付するデータ (i) ～(vi) (PDF もしくはワードファイル)

を白黒印刷し、クリアファイル（無色透明・A4）に入れたうえで、封緘（テープ・のりどちらでも可）すること。

- （i）送付状（A4片面 1枚）1部
- （ii）アンケート内容（A4片面 1枚）1部
- （iii）協力依頼（A4片面 1枚）1部※vとは異なる。
- （iv）県の取組（A4両面 1枚）1部
- （v）協力依頼（A4片面 1枚）2部（2部は同じ内容）
- （vi）協力依頼（A5片面 1枚）10部（10部は同じ内容）
- ・観光事業者従業員等アンケートについては、追加分として、対象施設に送付するデータ（PDFもしくはワードファイル）（vii）～（ix）を700施設分白黒印刷すること。施設ごとにクリアファイル（無色透明・A4）に入れたうえで封入すること。（封緘の必要はない。）
- （vii）送付状（A4片面 1枚）1部
- （viii）協力依頼（A3片面 1枚）2部
- （ix）協力依頼（A4片面 1枚）10部（10部は同じ内容）

※②のアンケートについては、WEBアンケートで実施予定ですが、収集・分析は県にて実施します。

※送付するデータについては、契約後に県から提供します。

③共通・留意事項

- ・送付用の封筒（角2）は、必要数（1,785枚）を県で用意しますが、印刷ミス等により追加が必要な場合は、受託者において確保すること。
- ・封筒表面に、発送先の「郵便番号、住所、事業者名、通し番号」および発送元の「課名（観光戦略課）」を印刷（ラベルシールでの貼付も可）するとともに、表面左上部に「三重県庁内局 料金後納郵便」であることが分かるよう印刷すること。
- ・①②のうち、送付先が同じ宿泊施設（328施設）に対しては、同じ封筒に封入することを想定していますが、①②はそれぞれ1組ずつクリアファイル（無色透明・A4）に入れたうえで、封緘（テープ・のりどちらでも可）すること。
- ・県から発送しますので、封入・封緘した封筒は、県に納品すること。また、納品日・発送日は県と協議のうえ、決定すること。
- ・用紙印刷・封筒印刷とも、最終印刷前に1回程度、委託者・受託者双方で確認すること。
- ・県からの提供物品の受け渡し、完成品および県が提供した物品の残部の引き渡し等に必要な経費一切を含むこと。
- ・本業務にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和8年度 環境物品等の調達方針 3役務 印刷」の「基準値2」を満たすこと。
（環境物品等の調達方針）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001250144.pdf>

4 納品物

納入を求める成果物	形式	納入の期日
共通		
3（２）で封入・封緘した封筒	封筒	3（２）③で決定した期日（９月下旬以降を想定）
①インバウンド受入環境調査		
調査結果（速報版）	原則としてＡ４版・両面印刷（電子データ・紙 両方）	調査開始日より 30 日以内
完了報告書（概要版も作成すること）	原則としてＡ４版・両面印刷（電子データ・紙 両方）	令和 9 年 2 月 26 日（金）
その他実施内容の説明に必要と思われる資料	原則としてＡ４版・両面印刷（電子データ・紙 両方）	上記、納入の期日に準ずる
B I ツールデータ	電子媒体（twbx）	令和 9 年 2 月 26 日（金）
②観光事業者従業員アンケートおよび生産性向上・待遇改善アンケート		
完了報告書	原則としてＡ４版・両面印刷	令和 9 年 2 月 26 日（金）

5 その他

- （１）事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- （２）受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- （３）業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- （４）県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- （５）この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。
- （６）本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- （７）本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- （８）受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等

(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(10) 障がい理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。